

令和 7 年 1 月 2 7 日

令和 7 年 第 1 回 和 束 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 7 年 第 1 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 7 年 1 月 2 7 日 （ 月 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 後 1 時 3 0 分

 閉 議 午 後 2 時 4 0 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

1 番	村	山	一	彦	2 番	宗	健	司
3 番	山	本	達	也	4 番	高	山	豊彦
5 番	井	上	武	津男	6 番	岡	本	正意
7 番	畑		武	志	8 番	小	西	啓
1 0 番	吉	田	哲	也				

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

9 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事	務	局	長	細	井	隆	則
書		記		西	田	絵	美
書		記		吉	田	敏	江

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 馬 場 正 実

理事兼会計管理者
兼 会 計 課 長 岡 田 博 之

総 務 課 長 原 田 敏 明

地域力推進課長 富 田 幸 彦

人 権 啓 発 課 長 中 尾 政 弘

税 住 民 課 長 今 西 靖

福 祉 課 長 北 広 光

保 育 園 長 富 岡 初 代

福 祉 課 主 幹 小 川 恭 仁 子

総合施設整備課長
兼 診 療 所 事 務 長 但 馬 宗 博

国保診療所医療担当課長 馬 場 か よ 子

農 村 振 興 課 長 松 井 幸 則

建 設 事 業 課 係 長 井 上 博 丞

議 事 日 程 別 紙 の と お り

会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 議 事 日 程 の と お り

会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

会 議 録 署 名 議 員 5 番 井 上 武 津 男

6 番 岡 本 正 意

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 1 号 和束町自治功労者の表彰について

日程第 5 議案第 1 号 L G W A N 接続系端末・インターネット接続系端末購入
契約の締結について

日程第 6 議案第 2 号 令和 6 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）

午後 1 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

ただいまから、令和 7 年和束町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

皆さん、こんにちは。

令和 7 年第 1 回臨時会を招集しましたところ、公私ご多忙の折、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日ににつきましては、同意 1 件、議案 2 件を提案させていただく次第でございます。特に物価高騰等に対する補正予算を今回提案させていただきます。その点につきましてもよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、令和 7 年また 1 年間いろいろお世話になりますけども、お願いを申し上げます。まして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

○議長（吉田哲也君）

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から遅刻の届出が出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、5 番、井上武津男議員、6 番、岡本正意議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の１日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和６年１１月３０日現在、１２月３１日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で報告を終わります。

日程第４、同意第１号 和束町自治功労者の表彰についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、同意第１号、自治功労者の表彰について提案理由を申し上げます。

永年にわたり選挙管理委員として本町自治の発展に貢献されました前選挙管理委員会委員長の木崎善史氏を和束町自治功労者として表彰いたしたく存じますので、和束町自治功労者表彰条例第２条の規定により議会の同意を求めたく、提案させていただいた次第でございます。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

それでは、同意第１号の説明を申し上げます。

同意第１号

和束町自治功労者の表彰について

別表の者を和束町自治功労者として表彰したいので、和束町自治功労者表彰条例第２条第１項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 1 月 2 7 日 提出

和東町長 馬場 正実

裏面が別表でございます。

自治功労者被表彰者名簿

表彰条例該当項目 第 2 条第 1 項第 7 号

氏 名 木崎善史氏

年 齢 7 6 歳

住 所 京都府相楽郡和東町大字中

次のページが自治功労者功績書でございます。

木崎氏につきましては、平成 1 7 年 1 月から令和 7 年 1 月までの 2 0 年 3 か月間、和東町選挙管理委員としてご就任をいただきました。また、令和 3 年 1 月からは委員長として務められたところでございます。功績の概要といたしましては、永年にわたり、和東町選挙管理委員としての本町の自治発展に貢献された功績は顕著であるというところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより採決いたします。

同意第 1 号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 1 号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意するこ

とに決定いたしました。

日程第５、議案第１号　ＬＧＷＡＮ接続系端末・インターネット接続系端末購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第１号の提案理由を申し上げます。

業務端末機材の購入について、令和７年１月１４日に指名競争入札に付し、落札業者が決定しましたが、購入契約金額が７００万円を超えましたので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案のご説明を申し上げます。

議案第１号

ＬＧＷＡＮ接続系端末・インターネット接続系端末購入契約の締結
について

令和７年１月１４日に指名競争入札に付したＬＧＷＡＮ接続系端末・インターネット接続系端末購入について、下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

記

１　事　業　名　ＬＧＷＡＮ接続系端末・インターネット接続系端末更新事業

２　物　品　名　ＬＧＷＡＮ接続系端末・インターネット接続系端末

- 3 納入場所 和束町大字釜塚小字生水14番地の2 和束町役場内
- 4 契約金額 1,077万7,800円
(うち消費税等相当額97万9,800円)
- 5 契約の相手方 京都市下京区烏丸通松原上ル東側
キステム株式会社京都支社支社長 藤沢敏孝
- 6 契約の方法 地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札
- 7 納入期限 令和7年2月28日
- 8 支出科目 和束町一般会計
(款) 2. 総務費
(項) 1. 総務管理費
(目) 1. 一般管理費
(節) 18. 備品購入費

令和7年1月27日 提出
和束町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、概要でございます。

議長のお許しを得ておりますので、概要に基づきご説明を申し上げます。

1. 備品の内訳（価格 税抜）でございます。

- ・ 端末（ノートPC）42台 595万9,800円
- ・ 付属ソフトウェア42台分 332万5,800円
- ・ 設定作業 一式 51万2,400円

2. 入札参加業者

順位、業者名称、入札金額の順にご説明を申し上げます。

落札業者 キステム株式会社 979万8,000円

2位 都築テクノサービス株式会社 999万円

3 位 京都電子計算株式会社 1,036万7,200円

4 位 株式会社ライオン事務器 1,099万円

株式会社システムリサーチ及び富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社につきましては、辞退をされているところでございます。

3. 税抜予定価格 1,111万円

4. 税抜最低制限価格 なしでございます。

5. 落札率は88.19%でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

幾つか確認だけさせていただきます。

今回、役場内のL G W A Nの接続系端末・インターネット接続系端末の関係の備品の購入ということですが、42台分というふうになっておりますが、これで全部なのか、また全ての中のどれぐらいの割合なのかですね、その辺りをちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの42台分につきましては、今年の10月にW i n d o w sの保守のサービスが終了する分でございます。台数の割合にしましては、約半数を更新させていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今、半数を更新するということですが、あとの半数はどういう扱いに今後なっていくのかとか、また役場内以外の外の部分とかも一定今後関係してくるのかどうかですね、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

残りの分につきましては、令和 8 年にまた保守が切れる分ということでございますので令和 8 年にまた更新をさせていただく予定でございます。

また、庁舎内、庁舎外の割合でございますが、こちらにつきましては平成 29 年に入れさせていただいた端末でございますので、庁舎内と庁舎外の割合は、今、私のほうでは分かりませんが、その分を入替えさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今そういう話ですけど、今、役場内も含めて、どこでもそうですけども、こういったパソコンとかネット環境というのは欠かせないものになってきております。それだけに経費の方も大変高額になっていくという状況もあるわけですが、それに関連しまして、いわゆる今、国のほうでガバメントクラウドというシステムというものを今後、自治体のほうに移行していくといったこともこの間言われておりますけども、その辺の町としての今後の対応というのはどういうふうにお考えなのかとか、あと、

先日のさきの臨時国会などで、その辺の関連の法案というか、何かそういったものが議論されたようですけども、これまでは国が一定財政負担をしてきた面があったわけなんですけども、自治体の負担に今後していくといったような議論もあるようでございまして、その辺の今後のそういう財政負担の関係等もどのようにお考えかということをお説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

基本的に、国のほうが進めているガバメントクラウドについては、うちのほうも入っていきたくて思っております。これにつきましては、一つの町村で小さな機械を幾台も保守整備するよりも、一定大きなスケールメリットを考えた中で動いていきたくて思います。

ただ、ちょっと私のほうで確認できてないのは、その費用負担につきまして、全額が自治体に来るという話はまだ掌握しておりませんので、これにつきましては、国の方針でやられる以上、幾ばくかの補助金が頂けるような動きはしていきたいと思っております。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今のいろんな情報関係の部分についてはですね、こういうハード面もそうなんですけども、ガバメントクラウドにつきましてもですね、いろんな面で問題点もあるとは聞いておりますけども、ただ、それはそれとして、こういったものが導入されていくのであればですね、今言われたように、やはり自治体負担になるとかなり大きな負担になっていくこともありますので、国の責任で財政については負担をしていただくというのが必要だと思いますので、そこはぜひそういった方向で要望していただきたいと思

います。

最後にもう1点は関連してですね、大体役場の中のインターネット環境というのは、職員の皆さん自身はLAN機能で対応されているというふうに思います。いわゆる有線というのですかね、それはそれであれなんですけども、ただ、今やはり多くの地方自治体の公共施設等でもネット環境を整備していくと。特にやはりWi-Fiの機能ですね、そういう環境をやはり整えていくということが流れにもなってきております。そういった意味で、今度できる新しい施設は、それ自身は対応するという話は聞いておりますけども、今後やはり現存の役場も含めてですけども、公共施設等でのネット環境のそういった整備という方向性はどのようにお考えかだけ、まず最後に説明いただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、現在インターネットの接続につきましては、Wi-Fiのほうを設置させていただいているところでございます。LGWAN端末につきましては有線で接続をしているところでございます。

また、新しい施設ですね、健康福祉交流センターにつきましては、Wi-Fi設備のほうを整備させていただくという予定で現在進めさせていただいたところでありますが、庁内につきましては、また時代の流れということもございますので、検討をしまいたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はございませんか。

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

岡本議員の話と少しかぶる部分があるかと思うんですが、上の総題のところでL G W A N接続系端末で点があってインターネット接続系端末と書いてありますけれども、この42台のうち別用途でといいますか、L G W A N用とインターネット用というのを何台ずつという感じで捉えてよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

こちらにつきましては、今現在、職員が使用しているインターネット接続系端末ですね、そちらのほうの入替えをさせていただくというところでございます。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

そしたら、L G W A Nの接続系端末ではないものを入れられるということでよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

申し訳ございません。

一部L G W A N系の端末も更新させていただくということで、こちらは主にT R Y－Xを今使わさせていただいているものであるというふうには聞いてはいるところでございます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

少し付け加えさせていただきます。

基本的に、和東町のネットワークといたしますのは、業務系と情報系に分けてます。情報系につきましては、インターネットに接続できる。このインターネットに接続できる分につきましては、L G W A Nを通して接続できるようになっておりますので、基本的にはL G W A Nでいくということになります。一般的にインターネットのような方向にはなっておりませんので、その中で業務端末として使っている分、これは例えば財政とか、その辺の部分とか、業務会計の関係とかには使っていますので、1台の機械でネットワークは2種類に分けておりますので、全てがL G W A Nを通して出ていくということになりますので、L G W A N系ネットワークという形の表現になるのはそういうことです。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

すいません、理解ができなかったんですけれども、L G W A Nというのは閉鎖的なL A Nですよね。自治体が運用されてて、一般の公のインターネットはつながない、そういったことが約束されてる、情報の漏えいがないんだと思うんですけれども、その専用端末は、それだけに使うための端末は今ないということではないんですか。どういうふうに解釈したらいいでしょう。それ専用の端末というのはあるのかなのかっていう。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

専用的に使う端末は端末であります。これは基本的に、先ほど総務課長が言いましたように、T R Y - Xのシステムの中で動かしていますので、それは専門的に使っています。

それと財務会計とかにつきましては、今現状は自分の机の上の端末で使えるように

なっています。これはネットワークの中でセキュアのセキュリティがかかってまして、そこにはファイアウォールが入ってますので、ファイアウォールというのは、いろんなばい菌とか虫を止める機械ですね、ウイルスを止める機械になってますけども、この辺をかけてますので、職員が単にポンとインターネットできるかというといけないという、初めから設定になってます。L G W A Nというのは、その太いパイプを京都府内もしくは全国ネットワークで開いてまして、これは一つの管を示してまして、この管から順番に出ていますので、一般的に自分らが使ってるパソコンのように使えない状況になってますので、そのセキュリティについては盤石にというか、かかっているという判断をしてもらって結構だと思います。

○議長（吉田哲也君）

3 番、山本議員。

○3 番（山本達也君）

分かりました。

じゃあ、L G W A Nの専用端末っていうような意味合いでのこの下の端末は違うということよろしいですね。

下の附属のソフトウェア42台分というのは、今おっしゃられた業務に使うパソコン42台分のソフトウェアの設定料金含めたソフトウェア料金ということよろしいですか。

分かりました。ありがとうございます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

基本的には、今、全部W e b上で動いてますので、W e b上で動かすためのシステムを入れるということになります。その上でよく出てくるクラウドですね、クラウドになっている状況の中にアクセスしていくと。そのアクセスラインがL G W A N上で

業務上動くか、もしくはセキュアのセキュリティのかかったところでネットに行くかということになりますので、私たちが個人的に見たところでそれが見えるものではなくて、今回の場合は、物理的に分けるんじゃなくて論理的に分けたネットワークで動くということです。なので、もっともっと細かく言いますと、完全に閉鎖した部分、それから業務でＬＧＷＡＮを使って仕事をする部分、それからＬＧＷＡＮ通して、ファイアウォールをかけた上でネットに出ていく部分に分かれてますので、論理的にぶちかれるという具合に判断してもらったら結構だと思います。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はありませんか。

５番、井上議員。

○５番（井上武津男君）

私のほうから１点だけお聞きしたいと思います。

メンテナンスはどういうふうになっていくのか、この点についてお聞きしたいです。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

メンテナンスにつきましては、委託をさせていただいているというところでございます。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号 L G W A N接続系端末・インターネット接続系端末購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第1号 L G W A N接続系端末・インターネット接続系端末購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号 令和6年度和束町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第2号の提案理由を申し上げます。

議案第2号 令和6年度和束町一般会計補正予算（第5号）は、デジタル地域ポイント事業及び物価高騰緊急支援給付事業等において予算補正を必要といたしましたので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案第2号のご説明を申し上げます。

議案第2号

令和6年度和束町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度和束町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,220万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費」による。

令和7年1月27日 提出

和東町長 馬場 正実

次のページが第1表でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

11款地方交付税、18億9,120万2,000円、40万4,000円、18億9,160万6,000円。

15款国庫支出金、3億7,104万9,000円、4,178万4,000円、4億1,283万3,000円。

21款諸収入、5,899万6,000円、1,071万2,000円、6,970万8,000円。

歳入合計、47億6,930万円、5,290万円、48億2,220万円でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。歳出につきましても同様のご説明とさせていただきます。

1款議会費、5,414万2,000円、35万2,000円、5,449万4,000円。

2款総務費、7億4,961万1,000円、3,395万円、7億8,356万1,

０００円。

３款民生費、１８億９、４６５万５、０００円、１、８５９万８、０００円、１９億１、３２５万３、０００円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

１枚おめくりいただきまして、第２表 繰越明許費補正でございます。

１．追加

２款総務費、１項総務管理費、事業名：デジタル地域ポイント事業費、金額：２、７８０万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料Ｎｏ．２につきましてご説明を申し上げます。

総括は省略させていただきまして、５ページ、６ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

１１款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税、補正額４０万４、０００円。こちらにつきましては、普通交付税でございます。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、補正額２、３１８万６、０００円、１節総務管理費補助金でございまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（地域デジタルポイント）分でございます。

同款、同項、２目民生費国庫補助金、補正額１、８５９万８、０００円。こちらにつきましても、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得者支援）分でございます。

２１款諸収入、４項雑入、１目雑入、補正額１、０７１万２、０００円。こちらにつきましては、デジタル基盤改革支援補助金でございます。

１枚おめくりください。

歳出でございます。

１款議会費、１項議会費、１目議会費、補正額３５万２、０００円でございます。

こちらにつきましては、議会の職員の人事費ということで、同額を計上させていただいております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で補正額 3,395 万円でございます。こちらにつきましては、デジタル地域ポイントの事業費ということでございまして、需用費の消耗品に 120 万円、また負担金補助及び交付金といたしまして、地域ポイント負担金といたしまして 3,275 万円を計上させていただいております。

3 款民生費、1 項社会福祉費、15 目物価高騰緊急支援給付事業、補正額 1,859 万 8,000 円でございます。こちらにつきましては物価高騰緊急支援給付事業で、主なものといたしましては、負担金補助及び交付金の物価高騰緊急支援給付金として 1,814 万円を計上しているところでございます。

9 ページ以降につきましては給与費明細をつけておりますので、また後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず初めに、物価高騰支援のデジタルポイント事業のほうなんですけど、これはいつ、また対象者はどのようにされるのか。それと、お一人なのか世帯なのか分かりませんが、幾らになるのか、そのあたりの具体的な部分をお知らせいただきたいんですが。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、本町の人口の少子化や、また高齢者が堅調ということでございますので、地域経済の縮小やコミュニティの希薄化などが問題となっているというところでございます。

この事業につきましては、ＩＣＴの活用によりまして地域ポイントとして付与をさせていただきます、利用をするシステムの構築をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、地域ポイントでございますけども、物理的カードを作成しまして、それを住民の皆様に郵送で世帯ごとに送付させていただくというところで、今、事業のほうを進めさせていただいているところでございます。こちらにつきましては３月の中旬に利用できるように現在のところ事業を進めさせていただいているというところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

４番、高山議員。

○４番（高山豊彦君）

カードの送付については世帯ごとに送られるんですが、このカードは世帯に１枚なのか、１人に１枚なのか。

それと、あと、このポイントの付与の方法ですね、カードが届いた時点でそこにポイントが入ってるのかどうか、また別に違う形でポイントをそこに付与する作業が要るのかどうか、それとカードについては磁気なのかＩＣなのか、そのあたりをお願いします。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、カードは世帯ごとには送らせていただきますけれども、

住民の方1人1枚送らせていただく予定でございます。

また、ポイントの付与の時期でございますが、ポイントにつきましては委託会社のほうのクラウドを利用させていただくということでございますので、役場のほうで一括付与できるシステムでございます。ですので、お配りさせていただいたときにはポイントはそのカードには入っていないという状況でお届けをさせていただく予定をしております。

また、ポイントの使える時期でございますけども、一応3月15日には第1回目のポイントを付与させていただくということで、今、事業のほうを計画させていただいているところでございます。

また、ポイント数でございますけども、こちらにつきましては、令和6年度事業と令和7年度事業ということで、今回お示しさせていただいたように、ある程度の分は繰越しさせていただくという予定でございますので、取りあえず3月中には世帯主の方にポイントをつけさせていただいて、どういうものか地域ポイントの使い方を知っていただくということで、ある程度のポイントを入れさせていただくと。また、4月からは住民の方全員にポイントを付与させていただく予定をしております。

また、ポイントですけども、住民の方全員に対しまして約7,000ポイント、金額にしまして7,000円、それと、18歳以下の子供、また65歳以上の高齢者の方につきましては、幾らかの加算金のポイントをさせていただく予定で、今事業のほうを進めさせていただいているというところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

分かりました。

1人7,000円分ということで、3月には世帯主を対象に、4月以降は全員とい

うことですね。4月になったときに全員ということで、世帯主の方は4月の段階では既にもらってはるわけですから入らないと思うんですが、そのあたりはどうするのか。世帯主には3月に付与しているので、4月分はないですよということであれば、そこは誤解のないようにしっかりと周知願いたいということに思います。

それと、あと、使用期限ですね、ポイントの期限はあるのかどうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

すいません、説明不足で申し訳ございません。

3月に世帯主様にポイントを付与させていただくということでございます。行政のことですので、年度末にポイントを消滅するというところでございますので、3,000円は世帯主の方にはポイントを付与させていただくんですけども、使える使用期限は3月31日までということでございます。

また、4月からにつきましては全員ということですので、世帯主の方につきましては、さらにポイントを付与させていただくということでございます。こちらにつきましては物価高騰の支援の交付金ということでございますので、使用期限はですね、今のところは6月の末ぐらいでということで想定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

分かりました。

あと、ポイントが買物されて少なくなってきたときにね、買物したけどポイントが足らんかったと、後の精算をどうするのかとかいう問題も出てきますので、そのあた

りも細かいとこですけどね。ほかのキャッシュレスの分で処理できるのか、現金でしかできないのかとか、そういった説明をしっかりと誤解のないように住民の方にお知らせいただきたいと思います。

あとは低所得者の給付金の部分については、これはいつ頃になってですね、現金なのかポイントなのかも含めまして、どういう形でされるのか、また対象者ですね、いつ時点の住民を対象とされているのか。去年もあったかと思うんですが、今年ですね、例えば仕事を退職されて給与所得が少なくなったという方については、さらにその後、追加もあるのかどうか、そのあたり、分かる範囲でお願いできますか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

支給予定のほうは、2月中旬に積算のシステムの改修が終わりまして、そこから抽出作業を行いまして、2月下旬頃に対象者を絞りまして、そこからの発送準備となっております。

対象世帯のほうなんですけど、非課税世帯570件と、こちらのほうが1件当たり3万円、あと、子供加算ですね、こちらのほうが1人当たり2万円、こちらのほうは52人分の概算で要求をさせていただいてます。

あと、質問にありました家計急変世帯ですね、年度の途中で家計急変により所得が非課税世帯同等になった方の対象化ということなんですけど、今回については家計急変世帯は対象外となっております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

最後になりますが、今の低所得世帯の方たちは申請方式なのか、それともこちらから把握されているところに送付されるのか、そのあたりをお願いできますか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

基本的には、以前の振込口座にプッシュ型で振込のほうをさせていただきます。口座変更等ですね、希望のある方については変更口座のほうに振込させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしたいと思いますけども、まずデジタル地域ポイント事業費の 3,395 万円についてですけども、この内容というよりも確認ですけども、この財源の収支内容で確認させていただきたいんですけども、今回のデジタル地域ポイント事業 3,395 万円の財源内訳というのは、この予算に見させていただくと、いわゆる国庫支出金 2,318 万 6,000 円、一般財源 5 万 2,000 円、諸収入 1,071 万 2,000 円というのが計上されていて、この合計額がデジタル地域ポイント事業費の 3,395 万円と同額になるということですので、私は初めはこれが要は 3,395 万円の内訳だというふうに思っていましたけども、課長に事前にお話を伺ったところでは、この 1,071 万 2,000 円というデジタル基盤改革支援補助金、諸収入の部分ですね、これは別だというふうに説明を受けております。ですから、ポイント事業の財源ではないというふうな説明を受けておりますけども、なかなかすっきりしなかったんで、その辺をもう一度ですね、このデジタルポイント事業の財源はどこから来てるのかということをもう一度ちゃんと説明をいただきたいなというふうに思

いますが、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

デジタル地域ポイントの財源でございますが、一見こちらの予算書を見ていただきましたら、デジタル基盤改革支援補助金で1,071万2,000円計上といたしますか、歳入させていただいているところでございますけれども、こちらの財源を充ててデジタル地域ポイントの事業費ということで3,395万円の予算を組んだのではないかと
いうご指摘でございますが、こちらにつきましては、一見見た感じそういうふうにも
取られても仕方ないような計上の仕方でございますが、諸収入といたしましてデジタル
基盤改革支援補助金の1,071万2,000円につきましては、申し訳ございません
が、目が一般管理費ということでございまして、地域デジタルポイントの管理費で
もあるということで、形状がややこしくなっているところではございますが、
この予算計上には間違いはないということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

基本的には、このポイント事業費の財源ではないと。ただ、地域ポイント事業をやるシステムの管理費という点ではかんでると思うけれども、ただこれとは関係ないんだという話なんですよ。じゃあ、それはどこから来てるんですか。ポイントは3,275万円支出しなくてはいけないわけですから、じゃあ、お金はどこから来ているんですかというのは、私がすっかりしなかったのはそこだったんです。ただ、間違いはないというふうに繰り返し事前説明でも言われたので、それやったらそれでいいん

ですけどね、その辺すっきりしなかったので再度確認させていただいたということで、もし、その辺、何か補足があればまたしていただいたら結構ですけども、一応確認させていただきました。

それですね、今回、物価高騰対策の一環として、ようやく国の交付金の具体化ということなんですけども、やはり12月議会で物価高騰対策をどうしていくのかということを質問させていただきましたけども、あのときの質問のときと比べてもですね、たった1か月ですけども、本当に物価高騰の現状というのはさらに深刻化してるというのはご存じだと思うんですね。そういった意味では、本当に危機感を持って、交付金だけでなく、やはり町独自の財源も含めて思い切った取組が必要だというふうに思ってたんですね。

そういった意味で町長にお聞きしますけども、町長として、この間の物価高騰の現状や、また住民生活への影響をどのように認識をされてですね、それを踏まえて、今回の補正予算をどういう考えの下で組まれたのか、その辺、基本的な考え方を町長にお聞かせ願えますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的には、私のほうも物価高騰が厳しいというのは認識をしております。実のところいいますと、それで、このデジタルポイントの制度を去年の夏あたりから考えておりました。それを何とか具現化していくというので今事業を取ったものでございます。

これはどういうことかといいますと、今までですと印刷をして商品券を作って、それを皆さんに配って、それをまた回収して換金していくというような考え方でずっと来ておりましたが、それをデジタル化することによってスムーズに進めたい。それで

住民にも早く手に渡る、商工業者にもちゃんとそのお金が届くというようなシステムを組んだものでございます。

これと併せまして、先ほど繰越しでお金を出しておりましたけども、繰越しの部分も含めまして、町単費としては1,000万円ほど今回のポイントには上乗せをして令和6年度の財源を駆使する中で、その財源を充てたということでございます。

併せまして、子育て世帯と老人向けには若干のプラスアルファをするということで、今、財源を探しているところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今言われた中身については後でまたもう一回聞きますけども、これは確認なんですけども、先ほどポイント付与の対象者が誰でという話もちょっと出てたと思うんですけども、もう一回確認したいのは、この対象者の確定する基準日というのを確認したいっていうのと、それから例えば、その基準日に対象になった方が、その後、死亡されたりとか、これから年度末ですので、若い世代も含めて、転出される方も多い時期です。そういった意味では、転出された場合、ポイントはどうかとかいうことも含めて、その辺の対応というのはどのようにお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましのポイント付与の基準日でございますが、2月1日現在ということで予定をさせていただいているところでございます。ただし、こちらにつきましては、事前に世帯主様にお配りさせていただく分といたしましては、基準日を2月1

日ということで設定させていただきたいというふうに思っております。

また、4月以降にポイント付与をする分につきましては、1か月遅らせて、3月1日の基準日で事業のほうを進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、死亡された方や転出された方ということでございますが、転出された方につきましては、もうその時点でポイントは失効するというもので、今のところは調整をさせていただいているというところでございます。

また、死亡の方につきましては、先ほども申し上げましたように、住民全ての方にカードを配らせていただきますので、生まれたてのお子様であったり、幼児の方にもお配りさせていただくというところでございますので、こちらにつきましては家族間では譲渡できるという規約もつくってございますので、死亡された方につきましては家族間での使用は可能かというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そこはせっかくですから、1ポイント1円も無駄にならないように、対応のほうは丁寧に考えていただきたいというふうに思います。

それで内容のことですけれども、先ほど町長は、この地域ポイント事業によって、より早くこれでやりたいんだという話をされていましたが、結局、非課税世帯への3万円の給付金というのは人が決まっていますから、これ自身はあれなんですけれども、国でいえば推奨メニューという枠の話なんですけれども、ここにやはり町としての姿勢が問われてくると思うんですね。結局、今回の支援内容を見ると、いわゆる3月末、年度内に得られる支援というのは世帯に3,000円だけなんです。しかも先ほどありましたように、その世帯主に付与された3,000円というのは、その3月末で

使わなあかんわけですわ。一方で一刻も早い支援が求める中であんまりのんびりしてへんかっていうこともありますし、さらに言えば、一方で3,000円はくれるけども、3月で使えませんよと。これあまりにもタイトですよ。

これは前回の商品券のときに、町自身の事務の遅さがあって大変使用期限が短くなってね、そういうことがある中で、大変、住民の方にご迷惑かけた教訓があったと思うんです。そういった意味でですね、3,000円とはいえ、15日ぐらいに来て3月末で終わりますよと、消えますよと、これはあまりにも住民の方の都合を考えてないということじゃないかなというふうに思うんですよ。

和東町の中では地域にお店が少ないことや移動手段がない方もおられますし、体が不自由な方など、いろんな方がおられるわけです。そういう方が買物するにもいろんな条件があるわけですよ。どんな方もせっかくのポイントを無駄にせずに利用できるということが、やはり町としてちゃんと考えていかなあかん点だと思うんですけども、そういった点ではですね、それだったらほとんどの分は4月からしかないわけですから、全額繰り越して、4月から余裕を持って使っていただくと。

先ほど来、ほかの委員からもあったように、いろいろこういう場合どうなるんですか、これはどうなるんですかっていう説明もせんならんと。そういった意味ではですね、それだったらもう4月から全部使えるというふうにしてあげたほうがよっぽど親切だと思うんですけどね、その辺、町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えします。

まさにそのとおりです。そのとおり4月からやればいいと思います。ただ、それをするためにパニックらないように、パニックを起こさないためにまず世帯に送る。世帯に送ってこういう形で使えるということを確認をしたい。その上で4月からはきちっ

と国の予算を出したいという考え方でございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

併せまして、できるだけ多くの方に不便なく使ってほしいということもございますので、現在、商工会で商品券を扱っている業者以外につきましても今回は呼びかけをしております。そこでも使えるような形を取りたいというようなことも考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

町長言われたように、要は、パニックらないようにってね、そんな言葉はどこにあるのかっていうのがありますけどね、パニックにならないように、混乱されないように事前の予行演習ということで3,000円をまず渡してあげますと言いますがね、いわゆるパニックが起こるかもしれないようなことになったらですね、3,000円が無駄になるかもしれないじゃないですか。使わなかったらそれは消えるわけでしょう。だったらやはり3,000円の分も貴重なお金なわけですから、それだったら例えば別に分けられるんだったら現金で渡してあげたらよかったんじゃないですか、3,000円ね。自由に使えるし、期限も気にしなくていいしね、そういうことをやはりお考えになったのかなと思うんですよ。

単に町長が昨年9月に自らの肝煎りでこのポイント事業を立ち上げられました。それを何とか年度内に動かしたいなっていうね、町長は個人的なって言ったら変ですけどね、思惑が優先したのかなというふうにも思わざるを得ない感じもするんですけども、やはり住民の方の利便性とか、本当に1円も無駄にしないということを考えたらですね、やっぱりこういうタイトなやり方というのはどうかなというふうに私は思います。

その上でちょっと思うのは、本当に迅速に住民の方にはまず支援を届けるということ

を考えるのであればですね、これは12月議会にも要望しましたが、このポイント事業自身はされたいですよ。だけでも、水道料金をやっぱり減免するというこ
とを国も推奨メニューに入れてですね、自治体として取り組みますよというふうに言
ってくれてるわけですからね、水道というのはやはり誰もが使うことですし、今、国
もガスだ、電気だ、ガソリンだ、要はそういった国ができること自身としては十分、
不十分あるにしてもやってるわけですよ。町ができる公共料金の水光熱の関係でい
えば水道なんですよ。単純に言えば、水道料金の例えば基本料金を3か月、1月から
3月の年度末まで減免するにしても約1,000万円でできると思うんですよ。それ
をさきに先行的にやって、その上で余裕を持って地域ポイント事業をされたらよかつ
たんじゃないかというふうに思うんです。

町長は12月議会での水道料金の減免についても検討したいと言われました。しか
し結局はされてないと。これは一体、どういう町長のお考えの下で今回採用されな
かったのか、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

和東町だけでどれだけのことができるかということになります。できるだけのお金
を有効に使いたいということでございます。まずもって、このポイント事業は私の肝
煎りという言い方をされてますけども、私にしてみれば、例えば変な事務費って言っ
たらおかしいですけども、印刷代とか、それから郵送代とか、そういうものを使うよ
りも、それも全部住民に配れないかということを考え方の中で、1円でも多く住民に
はお金を渡すというか、交付金を出したいという考え方で、その分を削減するために
国庫事業を使ってこのポイント事業をつくり上げたと考えておりますので、その点は
ご理解願いたいと思います。

水道料金につきましては、大体今の1,000万円ぐらいのお金でいいますと1か月分ぐらいにしかありません。収入から考えますと1か月分も足りないぐらいの状況になりますので、半分に軽減するという話ということも考えましたが、こうするとまたシステムの改修費とか、そういうことも出てきますので、そこも含めて、水道料金とポイントをうまく勘案しながら、住民の方に工夫をしていただいて使っていただく方向、それをできる限りというか、確実に町内の業者さんに落としていただくということで回したいという考え方でございますので、ご理解のほうをよろしく願います。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

水道料金の減免というのは今までも何度もやってこられたわけですね。町長が課長だった時代とかにも経験があるわけですし、以前、町長自身も言われたように、水道料金の基本料金2,000円というのを免除するということは事務的には簡単なんだと言われていたわけですよ。これは別に住民が動かなくてもいいし、実際にそういう生活支援という点では本当に求められてるわけですね。ですから、やはりそういった点で検討はされたようなんですけどもね、これが本当に今求められてるっていう意味では、せっかく国のほうでも新たに推奨メニューに加えていただいて堂々とできるわけですね。そういったものを採用せずに、地域ポイントだけにこだわられて、結局、年度内に届く支援というのは3,000円だけというのはですね、いわゆるポイント事業の予行演習ということをしていただくということだけになってるっていうのは大変残念な内容だというふうに言わざるを得ないなと思っております。

これで最後にしますけども、せっかくですけども、やはりこれは大変不十分だと思っております。先ほど1,000万円ほど独自の財源も入れましたと言われたけども、もっと出せると言うんですよ。今の住民の皆さんの暮らしの状況って本当に分かって

おられます。本当にそういった意味で、これまでどおりというかね、ちょっとプラス
しましょうかぐらいの状況じゃないんですよね。ですから、もうちょっと実態も分か
っていただいて、基金だって全部使えと言ってるわけじゃなくて、ほんの一部を使う
だけでも十分できるじゃないですか。ですから、災害にも近いような事態なんだと。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員、20分たちました。短くお願いします。答弁まで行きます。

○6番（岡本正意君）

今後、当初予算も含めてですね、続けて対応する必要があると思いますので、その
辺の考え方だけ、町長、いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今の件につきましては、いろいろ検討する中で考えていきたいと思います。ただ、
私の考え方の中には、頂いたお金はできる限り住民のほうに交付したい。また、今日、
明日で和東町が終わるわけじゃないので、基金につきましてはきっちりと財政見通し
を立てながら使えるときは使う、使えないときはそれをためるという考え方でおりま
すので、その点については住民の皆さんに理解をしていただけるよう説明したいと思
います。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

反対です。

日本共産党の岡本正意です。

議案第 2 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 5 号）に対する反対討論を行います。

私は、昨年 の 1 2 月 議会 で物価高騰対策の強化、全ての住民の暮らしにできるだけ早く届く支援を行うよう要望しましたが、あれから 1 か月が経過する中で、物価高騰はさらに深刻化し、暮らしへの影響は激しい痛みとなっています。まさに危機的な状況であり、今回の補正予算では、これまでの延長線上でない思い切った支援の具体化が求められておりました。しかし、補正予算の内容はそれにふさわしいものに全くなっておらず、基本的に、国の交付金の範囲内の域を出ない、町として住民の暮らしの苦境に寄り添い、何としても支えようとの意思も姿勢も感じられない内容と言わざるを得ません。このような内容をこのまま承認することは到底できないことから、問題点、改善すべき点を指摘させていただき、本補正予算には反対するものです。

第 1 に、先ほど述べたように現在の異常な物価高騰、その下で日々深刻化する暮らしを支え守る上でふさわしい内容になっていないことです。今回の対策のメニューは二つあり、一つは住民税非課税世帯に対する 3 万円給付で、もう一つが推奨メニューによる町独自の対策です。町としての認識、姿勢が問われるのは、推奨メニューによる支援ですが、補正予算では「デジタル地域ポイント事業」のみの内容です。なぜ、これだけなのでしょう。町財政で何でもできるわけではないと私も考えておりますけれども、それにしましても、幾ら何でも中身がなさ過ぎます。

第 2 に迅速さがなく、あまりに遅過ぎます。今後のスケジュールではポイントが付与されるのは 3 月中旬で、しかも世帯分の 3,000 円のみ。残りのほとんどは新年度に繰り越され、4 月になるとの話ですが、話にならない遅さです。非課税世帯への 3 万円給付も支給は 3 月末と伺っておりますが、できるだけ速い支給が求められます。

支援の内容もそうですけれども、段取りも全く馬借に合っていないと思います。

第3に、遅い上に極めてタイトな利用期限を住民に押しつけていることです。ポイントは世帯に3,000円のほか、個人1人当たり基本7,000円分、65歳以上の方と18歳以下の子どもには2,000円を上乗せすると伺っておりますが、先ほど述べたように、世帯分の3,000円のみが先行的に付与されます。しかし、使用期限が付与した3月中で、2週間から10日ほどで使用期限となる極めて余裕のない日程となっております。

前回の商品券、燃油券の期限が非常にタイトで、住民に迷惑をかけた教訓が全く生かされておられません。ここまで付与が遅くなるなら、中途半端に小出しにせずに、全額を繰り越して4月冒頭から余裕を持って利用できるようにすべきではなかったでしょうか。これでは、住民の都合よりも地域ポイントのシステムを年度内にとにかく動かしたい、試したいとの町の都合を優先したのではないかと言わざるを得ません。仮に3,000円分をどうしても年度内にするならば、期限に縛られない現金で支給すべきだったのではないかと考えます。

第4に、水道料金の減免をなぜ採用しなかったのかという点です。

政府も今回の交付金の推奨メニューに盛り込み、以前とは違い、安心して実施できたはずですが。水道は住民全てが関係し、減免は全ての利用者に還元でき、効果が大きいことは明らかです。予算的にも、仮に1月から3月までの基本料金を免除したとしても約1,000万円程度で可能であり、交付金で十分賄える範囲です。地域ポイント事業も交付金の残りとも一般財源を上乗せすればできますし、何ら問題ありません。

水道料金減免は事務的にも簡単であり、住民に何ら手間も発生しません。まずは先行的に3か月間の減免を行い、その上で新しい事業である地域ポイントの利用を余裕を持って始めればよかったのではないのでしょうか。

交付金で地域経済を回すことはもちろん重要ですが、物価高騰から住民生活を迅速に守ることも何より重要です。暮らしへの支援なしに地域経済の循環もありません。

その意味でも、なぜ水道料金減免をあえて採用しなかったのか理解できません。

第5に、今回のような極めて不十分な補正予算になっている直接的な原因は、町の、また町長の責任ですけれども、根本的には貧弱な財政措置にとどめた政府にも責任がございます。

昨年の臨時国会で決定した補正予算の内容は、不要不急の防衛予算の追加に8,000億円、一つの半導体大企業に約1兆円を支出する一方で、肝心の物価高騰対策や能登半島地震の復興支援への支出は極めて抑制されたものでした。全国の自治体向けの推奨メニュー予算と一つの企業への補助金額が同じような規模でしかなく、和束町には2,300万円しか配分されませんでした。これでどうやって「楽しい日本」などと創造できるでしょうか。町長には政府に対して怒りと憤りを持って、さらなる財源確保と充実を要求していただきたいと思います。

町におかれては、現在、新年度予算の編成に取り組まれているところですが、今回の補正予算で一息つかず、国の交付金などがなくても基金も活用し、当初予算から物価高騰対策をしっかりと盛り込むことや教育費無償化や高齢者負担の軽減など、新たな生活支援の充実などに取り組まれることを強くお願いし反対討論いたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号 令和6年度和束町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第2号 令和6年度和束町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

臨時会閉会に当たりまして一言ご挨拶いただきます。

提案させていただきました同意、議案全てご承認いただきましてありがとうございます。

令和7年につきましては、トンネルが2月24日に開通をさせていただきます。その後、「c h a n o v a」の運営が始まります。同日合わせまして、竣工式と午後から70周年も含めてさせていただくことになっております。1年またいろいろと皆さんにはご審議いただきながら、今いただいたような厳しい意見もしっかりとこちらで考えながら運営してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日とご苦労さまでございました。

○議長（吉田哲也君）

これをもちまして、令和7年和束町議会第1回臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後2時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 井 上 武津男

会議録署名議員 岡 本 正 意